

農地中間管理事業について

1. 概 要

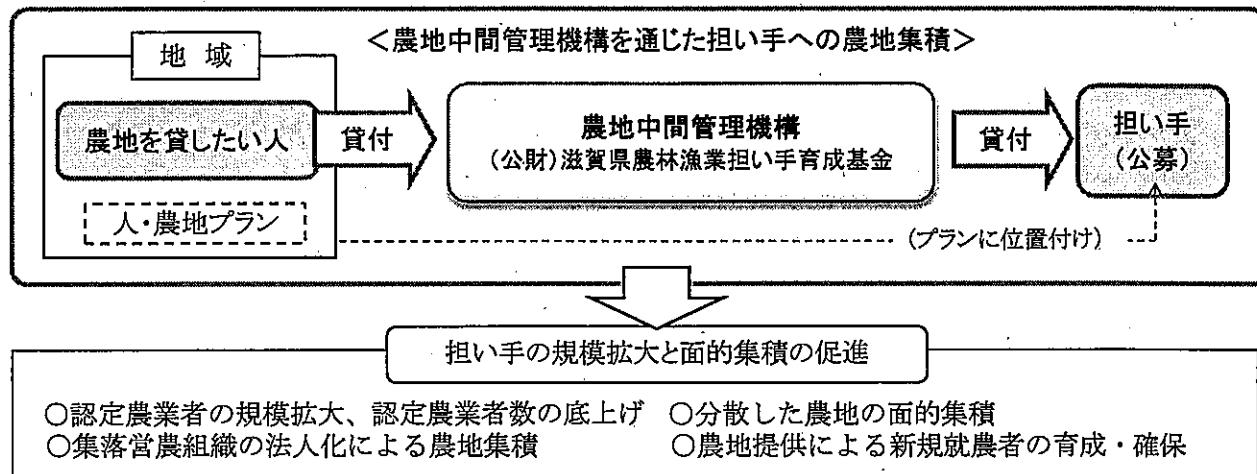
(1) 目 的

農業経営の規模の拡大、耕作に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等を進め、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることにより、農業の生産性を高め、農業の競争力強化を目指す。【農地中間管理事業の推進に関する法律】

(2) 指定法人

公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金（平成26年4月1日指定）

(3) 仕組み



(4) 運 営

(公財)滋賀県農林漁業担い手育成基金 機構本部 (3~5人)	地域窓口	地域	場所(職員数)	地域	場所(職員数)
		大津・南部	湖南地域農業センター内(2)	湖東	グリーンピアひこね内(2)
甲賀	甲賀地域農業センター内(2)	湖北	湖北農業会館内(2)		
東近江	県東近江合同庁舎内(3)	高島	高島地域農業センター内(2)		

※地域窓口の職員のうち1名は、地域マネージャー。

2. 平成26年度の応募・貸付状況

借受希望 (受け手)		貸付申出 (出し手)		→	機構からの貸付	
応募件数	借受希望面積	申出件数	申出面積		貸付件数	貸付面積
692件	8,467ha	3,103件	2,037ha	303件	1,863ha (うち新規集積面積: 110ha)	

3. 機構集積協力金(農地の出し手に対する支援)について

(1) 機構集積協力金の概要

<経営転換協力金>	<耕作者集積協力金>	<地域集積協力金>
機構に農地を貸し付けることにより、経営転換又はリタイヤした農業者等に対して交付。	機構の借受農地に隣接する農地等を機構に貸し付けた農地の所有者等に交付。	地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付けた地域に対して交付。
0.5ha以下:30万円／戸	2万円／10a	2割超5割以下:2万円／10a
0.5ha超2ha以下:50万円／戸	(28・29年度は1万円、30年度は5千円)	5割超8割以下:2.8万円／10a
2ha超:70万円／戸		8割超:3.6万円／10a (28・29年度は上記の3/4・30年度は1/2)

(2) 国実施要綱の主な改正点 (H27.4.9)

項目	概要
1 交付対象となる機構貸付期日の追加	地域集積協力金は、各年度の12月末時点から、 <u>6月末時点と12月末時点の2回</u> となった。
2 県で配分基準を定める	配分された予算内で実施することから、新たな農地利用の集積・集約化に資する観点から定める。

(3) 平成27年度機構集積協力金の配分基準

- ア 国からの予算を、「経営転換協力金」「耕作者集積協力金」「地域集積協力金」に配分する。
 イ 各協力金について配分額の範囲内で優先順位を設ける。

○経営転換協力金の交付順位

順位	対象となる者および配分
1	・機構に農地を貸し付けた日の1年前の時点から自らが継続して耕作を行っている者(麦・大豆等の期間借地により本年度には耕作を行っていない者を含む)および機構を介さず新規に集落営農と特定農作業委託契約を10年以上締結する者。 ・上記の者の配分順位は、機構への貸付面積または新規に集落営農と特定農作業委託契約を締結した面積の大きい順とする。
2	・機構に農地を貸し付けた日の1年前の時点から自らが継続して耕作を行わず、特定農作業委託により農地の適正な管理を行っている者。 ・上記の者の配分順位は、機構への貸付面積の大きい順とする。

○耕作者集積協力金の交付順位

順位	対象となる者および配分
1	・農地所有者であり、機構に農地を貸し付けた日の1年前の時点から自らが継続して耕作を行っている者。 ・上記の者の配分順位は、機構への貸付面積の大きい順とする。
2	・農地の利用権を有している者であり、機構に農地を貸し付けた日の1年前の時点から自らが継続して耕作を行っている者 ・農地の所有者であり、機構に農地を貸し付けた日の1年前の時点から自らが継続して耕作を行わず、特定農作業委託により農地の適正な管理を行っている者。 ・上記の者の配分順位は、機構への貸付面積の大きい順とする。

○地域集積協力金の交付順位

*以下の算式により増加率(%)の高い順番に配分を行う。

$$\text{増加率(%)} = \frac{(\text{農地集積の増加面積}) + (\text{利用権交換による集約化面積})}{(\text{地域の農地面積})} \times 100$$